

西広島駅北口地区まちづくりニュース

第51号（令和6年8月） 広島市都市整備局西広島駅北口地区区画整理事務所

■ 8月27日（火）から土地区画整理審議会委員の選挙の立候補及び推薦を受け付けます

西広島駅北口土地区画整理審議会の委員選挙については、選挙人名簿の縦覧を終了し、選挙人名簿が確定したので、以下のとおり立候補の受付を行います。

みなさんの積極的な立候補、あるいは推薦（本人の承諾が必要です。）をお待ちしています。

西広島駅北口地区区画整理事務所に、所定の立候補届用紙及び立候補推薦届用紙がありますので、お問い合わせください。

《立候補の受付》

☆受付期間 令和6年8月27日（火）から9月5日（木）まで（土、日も含む）

☆受付時間 午前8時30分から午後5時15分

☆受付場所 日によって受付場所が異なりますのでご注意ください。

平 日	土曜日(8月31日)及び 日曜日(9月1日)
西区福島町二丁目2番1号（西区役所3F） 西広島駅北口地区区画整理事務所	西区己斐中一丁目6番20号 己斐公民館第3会議室（1F）

☆届出方法 「立候補届」、「立候補推薦届」が必要です。印鑑持参のうえ、本人がお越し下さい。

（推薦の場合は、本事務所にお問い合わせください。）

■ 今回選挙する委員について

西広島駅北口土地区画整理審議会の委員選挙については、確定した選挙人名簿をもとに、宅地の所有者の総数と、借地権者の総数に応じて選挙される8人の委員のうち宅地所有者が選挙すべき委員の数と借地権者が選挙すべき委員の数を定めています。

☆今回選挙する委員の数 { 土地所有者 から 7名の選出
借地権者 から 1名の選出

☆任期期間 令和6年9月30日から令和11年9月29日（5年）

《立候補できる人》

立候補できる人は、令和6年7月25日（木）現在、法務局の土地の登記簿に登録されている宅地の所有者、借地権者で、選挙人名簿に登録されている方です。

《登記名義が共有となっている場合》

登記名義が共有となっている場合は、共有者の中から選ばれた代表者1名が立候補できます。

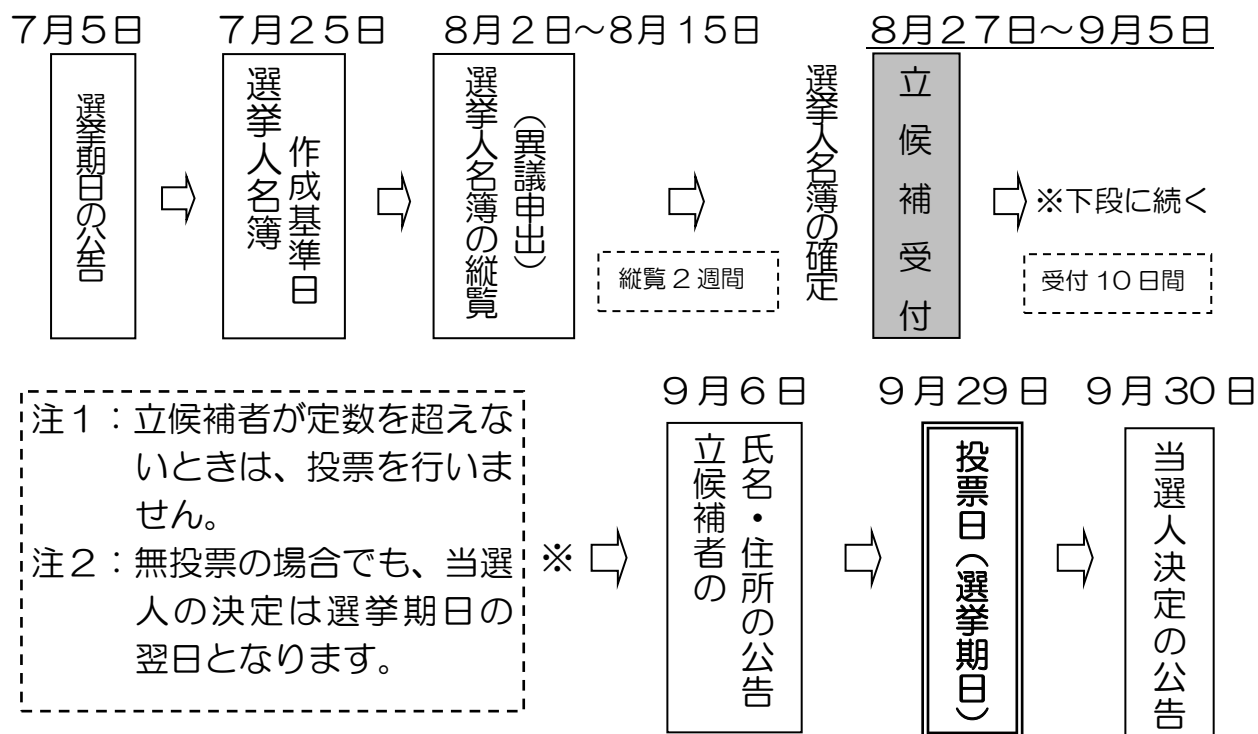
該当の方で立候補をお考えの方は、9月5日（木）までに「立候補届」とともに「代表者選任通知書」の提出をお願いします。

なお、これまでに「代表者選任通知書」を提出している場合は、「立候補届」のみの提出で立候補できます。

「代表者選任通知書」を提出いただくと、その代表者が投票もできます。

届出をされていない方は、選挙権・被選挙権がありませんのでご注意ください。

審議会委員選挙（土地所有者及び借地権者）のスケジュール



連絡先 広島市 都市整備局 西広島駅北口地区区画整理事務所

審議会選挙に関する担当：村上、寺戸

電話番号：082-532-5122

Eメール：nishihiro@city.hiroshima.lg.jp